



帰国生の学校選び A to Z

●第2回●

日本では中学3年卒業なのに 高校入学資格がない？

今回のコラムでは帰国生入試の受験資格のお話をしましょう。まず、海外での滞在年数ですが、中学入試・高校入試とも受験時までには1年半から2年以上という基準の学校が目立ちます。そして、高校入試の場合では、原則として現地の学校にて9年間の学校教育課程を修了していることを条件にしています。ここで、日本と米国との学校暦と入学基準の違いによって少々問題が生じます。日本の学校では中学3年生の年齢なのに、高校入学時に現地校の9年生の途中であるために、高校の入学資格がないというようなケースです。

この場合、高校入学資格を得るためにはいくつかの方法が考えられます。①現地校の学年を飛び級する。②全日制日本人学校の中3に編入する。③帰国して公立中学の中3に編入する。④帰国して中高一貫校の3年生に編入する。⑤9年生を修了してから帰国し高1に編入する、などです。①は現地校での実力が必要ですし、②はニューヨークやシカゴなど限られた地域のみでしかできません。④⑤では入学したい学校の編入試験があるとは限りません。こう考えると③の方法が現実的です。公立中学は住民票があればいつでも編入可能です。ただし、3学期からの編入では受け入れ校に迷惑もかかりますし、入試までに日本語力を向上させるためにも夏休み明けには編入することをお勧めします。

ただし、入学時に日本の高1と同年齢の15歳に達していれば入学資格があるとする高校もありますので、受験を希望する高校に事前に確認してから対応策を考えることも大切です。



執筆者：丹羽 筆人
(文京学院大学女子中学校 高等学校 北米事務所・アドバイザー)

河合塾での指導経験を経て、米国では補習校・学習塾で帰国生入試受験生を指導。現在はデトロイト補習校講師。代表を務める「米日教育交流協議会」では、日本語・日本文化体験「サマーキャンプ in ぎふ」を実施。他に、河合塾北米事務所・アドバイザー。お問い合わせ先：E-mail bunkyo@ujeec.org / Phone & Fax 1-855-926-1140